

令和 7 年 8 月 4 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく安芸高田市職員措置請求について、下記のとおり同条第 5 項の規定に基づき監査したので、その結果を公表する。

安芸高田市監査委員 品川 忠治

安芸高田市監査委員 穴戸 邦夫

記

第 1 監査の請求

1 請求人

住所 安芸高田市

氏名 省略

2 本件請求の要旨

本件請求の要旨は、請求書記載事項及び事実証明書からおおむねつぎのとおりであると認めた。

A 社に支払った令和 5 年度のスマートフォン教室開催支援業務（以下「本件業務」という。）に係る委託料は、過払いのある不当な支出であり、過払い額について適正な措置を求める。

第 2 請求の要件審査

1 請求の対象となる行為

本件請求の要旨によると、過払いがあり不当な支出であると主張する本件業務に係る委託料 1,716,000 円の財務会計上の行為が、請求の対象になると認められる。

2 請求期間

住民監査請求をすることができる期間は、法第 242 条第 2 項において、「当該行為のあつた日又は終わつた日から 1 年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定され、当該行為とは、具体的な個々の財務会計上の行為を示すものと解される。

また、最高裁判所判例(平成 14 年 7 月 16 日判決)によれば、「支出負担行為、支出命令及び支出については法第 242 条第 2 項本文所定の監査請求期間はそれぞれの行為のあつた日から各別に計算すべきもの」と判示している。

本件業務に係る財務会計上の行為は、支出負担行為が令和 5 年 4 月 1 日、支出命令が令和 6 年 4 月 2 日、支出（支払日）が令和 6 年 4 月 25 日である。

したがって、最終の財務会計上の行為である支出（支払日）の令和 6 年 4 月 25 日から 1 年

を経過した令和 7 年 6 月 20 日に提起された本件請求は、法第 242 条第 2 項ただし書にいう「正当な理由」がなければ同項の請求期間制限の規定に反した不適法なものとなる。

最高裁判所判例(昭和 63 年 4 月 22 日判決)によれば、「正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力を持って調査すれば客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである。」と判示している。

また、広島地方裁判所判例(昭和 56 年 9 月 30 日判決)によれば、「当該行為がきわめて秘密裡に行われ 1 年を経過した後、初めて明るみに出たような場合や天災地変等による交通途絶により請求期間を徒過したような場合で、1 年を経過したものについて特に請求を認めなければ著しく正義に反すると考えられる場合のみ、同項但書にいう「正当な理由のあるとき」に該当するものと解すべきである。」と判示している。

請求人は、安芸高田市が A 社と随意契約した本件業務を含む 16 件の業務委託に関して疑義があるとして、令和 6 年 7 月に議会へ調査要望書を提出している。

また、請求人は、本件請求の要旨の中で、令和 6 年度のスマートフォン教室開催支援業務の委託金額が指名競争入札によって本件業務の委託金額より低くなっていることで、本件業務の委託金額が過大であると主張している。

これらのことから、請求人は令和 6 年 7 月までには本件業務の疑義を認識していたと考えられ、また、令和 6 年度のスマートフォン教室開催支援業務の契約関係書類は、情報公開請求を行うことによって入手可能であったため、本件業務に係る財務会計上の行為があった日から 1 年を経過して提起された本件請求に正当な理由は認められない。

第 3 結論

以上のことから、本件請求については、法第 242 条に規定する住民監査請求の期間の要件を欠き、不適法であるので却下する。